

令和3年5月14日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故  
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 5件  
(うち階段移動用リフト1件、電動歩行車1件、  
電動立ち乗り二輪車1件、LEDランプ(電球型)1件、  
電気掃除機(充電式、スティック型)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 加藤、鈴木、笹島

電話: 03(3507)9204(直通)

FAX: 03(3507)9290

## ■消費生活用製品の重大製品事故一覧

### 1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

### 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100100	令和3年4月1日	令和3年5月11日	階段移動用リフト	重傷1名	当該製品を使用中、搭乗者(70歳代)が転落し、右足を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	宮城県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年5月6日
A202100101	令和3年3月30日	令和3年5月11日	電動歩行車	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品を支えに立ち上がろうとしたところ、転倒し、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	熊本県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年4月30日
A202100102	令和3年4月11日	令和3年5月11日	電動立ち乗り二輪車	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年5月7日
A202100103	令和3年5月2日	令和3年5月12日	LEDランプ(電球型)	火災	店舗で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202100104	令和3年4月21日	令和3年5月12日	電気掃除機(充電式、スティック型)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	令和3年5月13日に消費者安全法の重大事故等として公表済

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし